

## 1 背景及び目的

本市は鳥取県の西部に位置し、とりわけ最西部は南北に細長く延びる弓浜半島から成る地形である。本事業において策定するまちづくり構想では、弓浜半島内の「美保地区」「彦名地区」の2エリアをターゲットとした整備を計画する。

弓浜半島は、米子市から境港市にかけて南北に細長く延びる半島であり、日本海と中海・境水道に挟まれた低平地に位置している。半島内の交通網は限られており、主要な幹線道路としては県道47号線（内浜産業道路）および国道431号線（外浜産業道路）が挙げられる。これらはそれぞれ中海側と日本海側の海岸線に沿って走っているが、その間には江戸時代の灌漑によって整備された米川用水路や、JR境線が並行して通っている。このことから、2つの幹線道路を接続する道路は限られることにより、半島を横断する交通網は脆弱とならざるを得ない。

このような地理的な特徴から、大きな人の流れは基本的に半島を縦断する形で発生するため、災害時に道路が浸水・寸断された場合、住民の避難や支援物資の搬入・搬出に支障が出る恐れがある。また、近年の地震活動や気候変動により、これまで以上に想定外の規模の自然災害が発生するリスクが高まっている中で、地理的に孤立しやすいこの地域では、あらかじめ多重的な防災体制を構築することが求められている。

上述の防災上の観点に加え、弓浜地区は半島の豊かな自然と長い歴史に培われた農村文化を有する地域でありながらも、少子高齢化と人口減少により、地域の担い手や生活基盤の維持も大きな課題となっている。この状況を踏まえ、地域の魅力を再発見し、若者や子育て世代が「暮らしたい」と思える地域づくりを進めていく。公共施設の有効利用、多世代が交流できる場づくりを通じて、地域内外の人々をつなぐ暮らしの拠点を創出する。

なお、本業務委託は、本市の「米子市まちづくりビジョン」、「米子市都市計画マスタープラン」、「米子市立地適正化計画」、「米子市国土強靱化地域計画」等の各種計画を踏まえながら、防衛省の「防衛施設周辺まちづくり計画事業補助金」を活用して実施することとしており、事業趣旨を適切に理解するとともに、同補助金交付要綱等関連書類の内容を詳細に把握し、事業を適切に完了できるよう必要な協力を行うこと。

## 2 業務期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

## 3 業務内容

構想策定に向けて、次に掲げる業務を行うものとする。なお、業務遂行に当たり受注者は発注者と密に連絡を取り合い業務を充実させるとともに、効果的に実施するための提案を積極的に行うものとする。

### (1) 概要・基礎的条件の整理

#### ア 対象区域の現況整理

人口推移、土地利用状況、産業形態、地価動向、防衛施設の配置等

#### イ 防衛関連制約条件の整理

騒音区域、高さ制限区域、安全保障上の土地利用制限等

### (2) 上位関連計画の関係性整理

米子市まちづくりビジョン、米子市都市計画マスタープラン、米子市立地適正化計画、米子市国土強靱化地域計画等

(3) 課題及び方向性の整理

地域活性化及び地域防災力の強化に関する課題を整理するとともに、課題解決に向け合理的かつ効果的と考えられる取組の方向性について考察を行う。作業にあたっては、意見交換会（ワークショップ等）等を用いて、住民の意見を取り入れることとする。

なお、整理事項として、以下の項目を含むこととする。

- ・調和のとれた土地利用を促進するための規制緩和
- ・生産基盤整備、担い手確保による農業振興
- ・交通基盤強化
- ・地域コミュニティの活性化

(4) 利便施設整備の方針案設定

ア 美保地区における廃校跡地1校（大篠津小学校、崎津小学校、和田小学校、美保中学校のいずれか）を活用した整備方針

【発注時点の市の想定】

- ・こども総合公園（兼防災公園）

自然環境を活用してこどもが体験活動や遊びを楽しむことができる総合公園を整備（屋根付多目的広場、かまどベンチなど災害時にも活用可能な施設構成を想定）

イ 彦名地区に建設予定の一般廃棄物中間処理施設周辺を活用した整備方針

【発注時点の市の想定】

- ・スポーツ公園・広場（兼防災公園）

全世代を対象としたスポーツ公園・広場を整備（米子市営日野川運動公園の代替施設としての活用も想定）

(5) 基本構想の策定

(1)から(4)の内容を踏まえ、基本構想を策定する。

策定にあたっては、以下の内容も包含する形で、対象エリアごとの検討状況を整理し、取りまとめて作成する。

ア 各エリアのゾーニング

住民意見をもとに、構想エリア内をどのようにゾーニングするかを整理。地図に落とし込む形でラフスケッチを作成。

イ 利便施設整備の検討の方向性

コンセプト、場所、施設概要、取り入れる機能を、住民意見から整理。方向性を示し、ラフスケッチを作成。

(6) 住民意見交換会（ワークショップ等）及び地元協議会の実施支援と報告書の作成

ア 開催回数 各地区5回程度（住民意見交換会及び地元協議会の合計）

イ 支援内容

企画・立案、運営（ファシリテーター含む）、運営資料作成、意見の整理と開催記録の作成、結果報告書の作成

(7) 庁内検討会議の運営支援

ア 開催回数 3回程度

イ 支援内容

企画・立案及び会議資料の作成、会議への出席・説明等

## 4 成果品の提出

本業務の成果品は以下のとおりとする。いずれも製本及びデータを提出すること。なお、データ形式は再編集可能な形式及びPDFによる閲覧用の両方とする。

(1) 報告書（下表に記載の部数を紙媒体で提出）

種別	規格	部数	提出期限
弓浜地区まちづくり構想 （中間報告）	A 3 2枚程度	100部	令和8年9月30日
弓浜地区まちづくり基本構想	A 4 100P程度	100部	令和9年2月19日
弓浜地区まちづくり基本構想 （概要版）	A 3 3枚程度	1,000部	
美保地区まちづくり構想 （基本構想の地区別版）	A 4 50P程度	100部	
彦名地区まちづくり構想 （基本構想の地区別版）	A 4 50P程度	100部	
美保地区まちづくり構想 （概要版の地区別版）	A 3 1枚	3,500部	
彦名地区まちづくり構想 （概要版の地区別版）	A 3 1枚	2,500部	

※想定であり、業務を進める中で調整する可能性のあることに留意すること。

(2) 報告書電子データ

CD-R 又は DVD-R に保存し、データ形式は再編集可能な形式及び PDF による閲覧用の両方とする。

- (3) 提出した成果品について発注者による検査に合格しないときは、受注者は直ちに、当該合格しない部分を補正し、再度、発注者の検査を受けなければならないこととする。

## 5 著作権

- (1) 成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）は、成果物を引渡したときに全て発注者に帰属する。
- (2) 発注者は、受注者の承諾を得ずに、成果物の全部又は一部を頒布し、二次的著作物を創作し、若しくは利用させること等ができる。
- (3) 受注者は、成果物の用途上、成果物に係る著作者人格権を将来にわたって行使しない。
- (4) 受注者は、発注者に対し、成果物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証する。

## 6 再委託の禁止

受注者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に請け負わせ、又は委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## 7 その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者とが協議して決定する。